



章	項目	特記事項				
1 電 氣 設 備 共 通 事 項	工事項目（電気設備工事）○印を付したもの					
	建物種別及び屋外	1 2 3 4 屋外				
	1 電灯設備					
	2 動力設備					
	3 電熱設備					
	4 電保機器					
	5 受変電設備					
	6 電力貯蔵設備					
	7 発電設備					
	8 構内情報通信網設備					
	9 構内交換設備					
	10 情報表示設備					
	11 映像・音響設備					
	12 扩声設備					
	13 開閉支援設備					
	14 テレビ共同受信設備					
	15 監視カメラ設備					
	16 駐車場監視設備					
	17 防犯・入侵警報管理設備					
	18 火災報知設備					
	19 中央監視制御設備					
	20 構内配電線路					
	21 構内通信線路					
	22 テレビ電波障害防除設備					
	23 敷去工事					
	24					
	25					
	26					
	工事项目的分類は、公共建築工事内訳書標準式(設備工事編)(平成30年版)を標準とする。					
	項目	特記事項				
○ 1 機器等の配置	設計図において機器の配置は、数量及び関係位置を示したものであり、正確な位置はさらに打合せを必要とする。					
○ 2 機材	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は同等以上のものとする。 〔県：第1編1.5.1〕 ただし、同等以上のものとする場合は、監督員の承認を受ける。 〔県：第4編1.2.1〕					
○ 3 機材、施工の試験	共通仕様書の各項の試験による。 〔県：第1編1.5.3〕					
○ 4 関連法規等	電気設備技術基準、同基準解釈、その他の関係法規及び電力会社、電気通信事業者(NTT等)の内規を厳守して完全に施工する。					
○ 5 耐震施工	(1) 耐震施工は、「福島県建築設備耐震・対津波計画指針(福島県土木部制定)」、 及び、「建築設備耐震設計・施工指針(一般財)日本建築センター」による。  (2) 本工事施設の耐震安全性の分類は下記による。 ・特定の施設(・甲類1・甲類2・乙類1・乙類2) ・一般の施設(その他)  (3) 設備機器の設計用標準水平震度(Ks)は、下表による。	〔県：第4編1.3.1〕				
	設置場所	耐震安全性の分類				
	耐震クラス	耐震クラスS	耐震クラスA	耐震クラスB		
	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.0		
	中間階	1.5	1.0	0.6		
	1階及び地下階	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)		
	注：( )内の値は地盤および1階(あるいは地表)に設置する水槽の場合に適用する					
	※上層階の定義は次による					
	建物階数	上層階	建物階数	上層階		
	2~6階建	最上階	10~12階建	上層3階		
	7~9階建	上層2階	13階建	上層4階		
	【重要機器】					
	・配電盤	・発電装置	・(	)		
	・交換機	・自動火災報知受信機	・(	)		
	・直流電源装置	・交流無停電電源装置(UPS)	・(	)		
	・中央監視装置	・太陽光発電設備	・(	)		
	(4) 設計用鉛直地盤力	設計用水平地盤力の1/2とし、水平地盤力と同時に働くものとする。				
	(5) 軽量機器等の耐震施工	上記以外の100kg以下の軽量な機器の据付け、取付けについては、取付下地を入念に施工、確認し、機器メーカーの指定する方法で確実に取付け、据付けを行い落下等に留意する。				
	(6) 建物への配管引込部の耐震処理は	〔標準図-電力31-33〕 (・FEP方式・地中箱方式)とする。				
	(7) エキスパンションジョイント部の配線は、標準図により記録する。	〔標準図-電力34〕 電線管端部はブルボックスを設ける。				
○ 6 工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官庁への手続きなどの費用は、受注者の負担とする。					
○ 7 埋戻し土	土中埋設配管の埋戻し土	※根切り土中の良質土 ※山砂	・( )	・( )	〔第1編2.2.1〕	
○ 8 試運転調整	(1) 試運転に係る費用は、受注者の負担とする。 (2) 各機器の個別試験後は下記の総合調整を行い、機能確認報告書を監督員に提出する。 ・照 明 装 置 ・受変電設備 ・発電設備 ・中央監視制御設備(自動制御設備との協調) ・構内交換設備 ・構内情報通信網設備 ・太陽光発電設備 ・( ) ・( ) ・( )					
○ 9 運転燃料	納入する(種別)	kg				
○ 10 配管工事	(1) 指示なき電線管はねじなし電線管を使用し、PF管は一重管とする。 (2) 埋込型分電盤からの立上がり予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合(PF22)を1本、5個以上の場合はPF22を2本程度天井まで立ち上げる。 (3) 予備配管には、1.2mm以上のビニール被覆鉄線を入線する。	〔第2編1.2.2〕				
○ 11 支持金物・固定金具	(1) 屋外機器及び屋外配管に使用する吊り金物、支持金物、固定金物類 ・ステンレス製(SUS304)・溶融亜鉛めっき(HDZ35以上で配管等の仕様と整合) (2) 屋外機器のアンバーポルトキャップ(被覆製)を取付ける。 (3) 振動を伴う機器の固定金具のナットは、ダブルナットとする。 (4) ピット内等多温箇所の吊り金物、支持金物、固定金物類 ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき ・ステンレス製					
	福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所〇〇市×町△△△-1-1	建築士事務所名			工事名称	
	設計年:令和〇〇年〇〇月	設計者氏名			印	図面名称
						電気設備工事特記仕様書(1)
						図面番号

2	1 雷保護設備	(1) 建物等の雷保護設備 ・設ける ※雷保護設備については、現場施工前に本工事、別途工事等を含めた施工図による検査を行い、設計図に基づく雷保護設備で保護できない場合は、監督員と協議すること。	5 施工条件	1 工程関係 2 施工時期 3 他機関との協議 4 工事用地 5 公害対策 6 安全対策 7 その他	※調整無し ・別途工事との工程調整が必要有り 調整項目 ・資材等の流用 ・施工順序の調整 ・仮設及び工事用道路等の調整 ・図示による ・建設機械等の調整 ※制限無し ・制限有り ・制限する工種名 ( ) ・施工時期 ( . 土日祝日のみ ) ・施工時間 ( . 時 ~ 時まで ) ・施工方法 ( ) 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 協議が必要な機関名 ( ) 協議完了見込み時期 ( ) 下記以外は図示等による。 (1)工事車両の駐車場 (※構内 . ( )) (2)資材置き場 (※構内 . ( )) (3)建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 (※構内 . ( )) ・仮設ヤード ※無し ・有り (※図示による . ( )) ※施工方法の制限無し ・施工方法の制限有り ・騒音 ・振動 ・水質 ・粉じん ・排出ガス ・その他 ( ) ・施工方法等 ・指定工法名 ( ) ・別途協議による ・図示による ・事業損失防止に関する調査 ・騒音測定 ・振動測定 ・水質調査 ・近隣家庭の事前・事後調査 ・地盤沈下測定 ・調査箇所 ・図示による ・別途協議 ・調査時期 ・図示による ・近接公共施設等に対する制限 ・近接公共施設名等 ( . 鉄道 ・電気 ・ガス : 水道 ・電話 ・その他 ( )) ・制限を受ける工種 ( ) ※敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。	5 施工条件	工事区分 別表一の記入上の注意:「※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には・を○に変え、※を・に変えること。 また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を・に変えること。」 別表一 設備工事との工事区分表
		(2) 適用JIS ・ JIS A 4201 : 2003(新JIS) ・ JIS A 4201 : 1992(旧JIS) ・ JIS Z 9290-1 : 2014 ・ JIS Z 9290-3 : 2014 ・ JIS Z 9290-2 : 2009					
3	1 資材調達	(3) 外部雷保護(旧JIS以外の場合) ・有り ※詳細は、図示(図面)による。	6 特別措置に基づく市場単価の補正	1 内容 2 基準	※ 本工事は、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を単価に反映させるため、市場単価及び修正市場単価の補正をする。  ※ 令和4年度の公共工事設計労務単価における特別措置を踏まえた建築関係工事に適用する市場単価の運用について	6 特別措置に基づく市場単価の補正	工事内容 建築工事 電気設備工事 機械設備工事 その他
		(4) 内部雷保護(旧JIS以外の場合) ・有り ※詳細は、図示(図面)による。					
4	1 準備期間確保工事 2 フレックス工事 3 着工届の提出 4 コリンズの登録 5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係 6 その他	(5) 雷による電磁インパルスに対する機器の保護 ・有り ※詳細は、図示(図面)による。	7 その他の工事				
		(6) SPDを用いた雷サージ低減 ・有り ※詳細は、図示(図面)による。					
東日本大震災の復旧・復興事業における積算方法等	1 資材調達	(7) 雷保護設備がある既存建築物の上等に機器類を設置する場合は、雷保護領域内に納まることを確認すること。また、雷保護設備がない建築物でも屋上等に機器類を設置することにより、雷保護設備が必要になる場合があるので、確認すること。確認の結果、雷保護領域内に納まらない場合や新たに雷保護設備が必要になる場合は、監督員と協議すること。	5 施工条件	1 工程関係 2 施工時期 3 他機関との協議 4 工事用地 5 公害対策 6 安全対策 7 その他	※ 資材について、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安全的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要する費用について、証明書類(実績の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。	6 特別措置に基づく市場単価の補正	工事内容 建築工事 電気設備工事 機械設備工事 その他
		資材名 規格 調達地域等					
2 労働者確保	1 本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建設物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方針に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する労働者確保に関する積算方法の試行工事である。 ※當該費は(共通仮設費)労働者送迎費・宿泊費・借用料等である。 労務管理費:募集及び解散に要する費用・賃金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用(労働者用・純工事費に含まれない作業用・賃金以外の費用)・安全・衛生に要する費用及び修繕訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 2 実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。 1)共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(當総費):設計書に積上げ計上された金額 2)現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労務管理費):割合: % 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の連絡性を証明する金額計算書など)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 4 受注者の責めによる工事工程の遅延等受注者の責めによる増加費用については、設計変更の対象としない。 5 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行なう場合がある。 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。	7 その他の工事					
		準備期間確保工事における事務処理要領 この工事は準備期間確保工事における事務処理要領 この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。 フレックス工事試行要領 この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。 着工届は、着工後速やかに提出すること。 受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。 施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10に基づき、提出すること。 準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行なうことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行なってはならない。なお、準備期間内に行なう準備は受注者の責任により行なうものとする。(準備期間確保工事) 工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行なうことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行なってはならない。なお、着工猶予期間中に行なう準備は受注者の責任により行なうものとする。(フレックス工事)					

福島県建築関係工事特記仕様書	福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所〇〇市×町△△△1-1	建築士事務所名	工事名称		
	設計年:令和〇〇年〇月	設計者氏名	印	図面名称	電気設備工事特記仕様書 (2)

<p><b>7</b></p> <p>・ 1 内容</p> <p>現場環境改善（快適トイレの設置）</p>	<p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。 (12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p><b>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 洋式便器</li> <li>(2) 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む)</li> <li>(3) 噴き逆流防止機能(フラッパー機能)</li> <li>(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)</li> <li>(4) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等)</li> <li>(5) 照明設備(電源がなくても良いもの)</li> <li>(6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)</li> </ul> <p><b>【快適トイレとして活用するために備える付属品(全項目必須)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 現場に男女別いる場合に男女別の明確な表示</li> <li>(8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)</li> <li>(9) サニタリーポックス(女性専用トイレに必ず設置)</li> <li>(10) 錆付さない洗面台</li> <li>(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品</li> </ul> <p><b>【推奨する仕様、付属品(任意)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(12) 延内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m<sup>2</sup>以上ではない。幅・奥行き各900mm以上)</li> <li>(13) 擦音装置(機能を含む)</li> <li>(14) 着替え台</li> <li>(15) 噴き対策機能の多重化</li> <li>(16) 暖などの室内温度の調整が可能な設備</li> <li>(17) 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等)</li> </ul> <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したもの)を添付し、規格・基準等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせて提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額の支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。 ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>			
<p><b>8</b></p> <p>再生資源利用促進計画</p>	<p>・ 1 再生資源利用計画書</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>			
<p> 福島県建築関係工事特記仕様書</p>	<p>福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1</p>	<p>建築士事務所名</p>	<p>工事名称</p>	<p>図面番号</p>
	<p>設計年:令和〇〇年〇〇月</p>	<p>設計者氏名</p>	<p>印</p>	<p>図面名称</p>
				<p>電気設備工事特記仕様書(3)</p>